

令和7年度綾瀬市国民健康保険運営協議会（第3回）会議次第

日 時 令和8年1月8日（木）

午前9時30分から

場 所 第1委員会室（議会棟3階）

1 開 会

2 議 事

日程第1 議案第1号 令和8年度綾瀬市国民健康保険税額の改定について

3 そ の 他

4 閉 会

(案)

令和8年1月8日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦 殿

綾瀬市国民健康保険運営協議会
会 長 三 谷 小 鶴

令和8年度綾瀬市国民健康保険税額の改定について（答申）

令和7年12月18日付け綾保年第41号にて諮詢された綾瀬市国民健康保険税額の改定について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 子ども・子育て支援納付金課税額の規定について

- (1) 課税方式は所得割額と被保険者均等割額の2方式を採用する。
- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額の設定は、次のとおりとする。

所得割額	被保険者均等割額	18歳以上 被保険者均等割額
0.29%	1,800円	200円

2 改定時期について

令和8年4月1日とし、令和8年度分国民健康保険税から適用する。

3 附記事項

子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されるに当たり、制度の趣旨について十分な周知に取り組まれるよう要望いたします。